

検査結果表

(第1第1項第6号に規定する昇降機) (小荷物専用)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号			検査結果	担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正			既存不適格
1 機械室							
(1)	機械室への経路及び点検口の戸						
(2)	点検用コンセント	機械室に必ずなくても近くから確保出来ればよい					
(3)	開閉器及び遮断器						
(4)	制御器 接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準()	適 否 確認不可	最終交換日 年月日	← その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。		
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準()	適 否 確認不可	最終交換日 年月日			
(5)	ヒューズ	該当する項目を○で囲む。					
(6)	絶縁	電動機の回路(300V以下・300V超)	MΩ				
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ				
(7)	接地						
(8)	減速歯車						
(9)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり ① 製造者が指定する要是正となる基準値 基準値(mm) mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値(mm) mm ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況 100mm以下	適 否 適 否	mm	← 該当しない項目は抹消線を引く。		
					「ハ」を選んだ場合は、必ず実測値を記入する。		
(10)	巻上機 軸受	しゅう動面への油の付着の状況 パッドの厚さ ① 製造者が指定する 要重点点検となる基準値(mm) mm 要是正となる基準値(mm) mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が 設定する 要重点点検となる基準値(mm) mm 要是正となる基準値(mm) mm 制動力	適 否	mm			
(11)	ブレーキ	イ.ロ.ハ. 又はイ.ロ.のいずれかを選択し、該当するものを○で囲む。	右 左	mm mm			
					* ①を選択時 前回測定値を記入する場合 前回測定値 右 mm 左 mm		
(12)	そらせ車						
(13)	電動機						
(14)	主索の緩み検出装置	主に巻胴式の場合					
(15)	主索の巻過ぎ検出装置	巻胴式の場合					
(16)	速度定格速度(m/min)	→ 報告書二面と同じである	上昇 下降	m/min m/min			

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
2 かが室						
(1)	かが室の壁又は囲い、天井及び床		—	—		
(2)	積載量の標識		—	—		
(3)	搭乗禁止の標識		—	—		
(4)	かがの戸 ← 荷くずれ防止用の棒は対象外		—	—		
3 最上階出し入れ口						
(1)	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm)		%			
	素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準(1-I) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		1よりピッチ内の 素線切れ数 本			
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号(番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 本			
	主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()		70			
(2)	主索の張り		—	—		
(3)	主索の取付部		—	—		
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ		—	—		
(5)	かがのガイドシュー等		—	—		
(6)	かが吊り車 付いていれば5(5)釣合おもりの吊り車もあり		—	—		
4 各階出し入れ口						
(1)	昇降路における壁又は囲い		—	—		H24.06.07
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—	—		
(3)	操作ボタン及び信号装置		—	—		
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—	—		
(5)	ドアスイッチ		—	—		
(6)	ドアロック フロアタイプに限る		—	—		H12.06.01
(7)	戸開放防止警報装置		—	—		
(8)	二方向同時開放警告装置 同一階に2方向扉がある場合		—	—		
(9)	積載量の標識		—	—		
(10)	搭乗禁止の標識		—	—		
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—	—		
5 最下階出し入れ口						
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ		—	—		
(2)	ピット床		—	—		
(3)	釣合おもり底部すき間		—	—		
(4)	釣合おもりの各部		—	—		
(5)	釣合おもりの吊り車		—	—		
(6)	移動ケーブル及び取付部 かがの戸がない場合でもかが内照明灯等のケーブルがあれば対象		—	—		
(7)	かが非常止め装置		—	—		
(8)	釣合おもり非常止め装置		—	—		
6 上記以外の検査項目						
1(11)	ブランジャーストローク ※業務基準書P527参照	製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm	○		
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
1(11)	巻上機(ブレーキ)	ブランジャーストローク ※業務基準書P527参照	製造者が指定する 要重点点検となる基準値: ●●mm 要是正となる基準値: ●●mm 測定値: ▲▲mm	検査結果: 指摘なし		